

別記第2号様式（第5条関係）

計画変更認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	円	円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	円	円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 m ²	(a ^レ) 円	(A ^レ) 円
	<input type="checkbox"/> 共用部分を除く 非住宅部分の床面積の合計 m ²	(b ^レ) 円	(B ^レ) 円
	合計 m ²	(a ^レ) + (b ^レ) 円	(A ^レ) + (B ^レ) 円

合計 _____ 円

（注意）

- 手数料の額は、東京都台東区手数料条例別表第2の4建築の部61の項を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都台東区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。